

三重県
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまから、今年度2回目の第216回三重県開発審査会を開催いたします。

三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2人の委員が所用により欠席されていますが、会長及び4人の委員が出席していただいておりますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県38件、津市7件、桑名市2件、鈴鹿市26件、本審査案件が三重県2件でございます。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括審査案件は公開となりますが、本日の傍聴者は、お見えにならないということを報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

会長

まず、前回、第215回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

それでは、修正点がないということで、これにて第215回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三重県
(処分庁)

(包括議決案件 38件の報告)

会長

ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市
(処分庁)

(包括議決案件7件の報告)

会長

ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑名市
(処分庁)

(包括議決案件2件の報告)

会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴 鹿 市 (処分庁)	(包括議決案件 26 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
会 長	それでは、以上をもちまして、三重県 38 件、津市 7 件、桑名市 2 件、鈴鹿市 26 件の包括案件の報告を終了します。

※これより先は、本審査案件の審議であり、第 216 回三重県開発審査会の本審査案件は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するものであり、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第 27 条第 1 号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

主な意見や質問は、次のとおりでした。

① 工場について

- ・ 農業排水への配慮について
- ・ 緑地帯の広葉樹について
- ・ 開発面積の確認について

② 保育施設について

- ・ 屋外遊戯場に係る子どもの安全対策について